

第二号議案

大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十六日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表の教育改革・企画課の項中「総務班、改革企画班、広報・調整班」を「総務・広報班、企画管理班」に、「経理班」を「改革企画・グローバル推進班」に改め、同表の教育DX推進課の項中「ICT教育指導班」の下に「基盤整備・システム開発支援班」を加え、同表の教育財務課の項中「企画・予算班」を「管理予算班」に改め、同表の高校教育課の項中「グローバル人材育成推進班」を削る。

第五条中第二十六号を削り、第二十五号を第二十六号とし、第六号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五号を削り、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 教育庁及び教育機関（学校を除く。）の組織に関すること。

四 教育費の予算に係る事務の総括に関すること。

第五条中第二十九号を第三十号とし、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 留学及び国際交流活動に関すること。

第五条の二第三号中「デジタル教材」の下に「（デジタル教科書を除く。）」を加える。

第五条の三第十号中「総務事務センター」の下に「（大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）第三条第一項に規定する総務事務センターをいう。以下同じ。）」を加える。

第六条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第十一号とし、同号の前に次の二号を加える。

九 大分県教育委員会リスクマネジメントの推進に関すること。
 十 本庁の課及び所の総務系事務に関すること（総務事務センターの所掌に係る事項を除く。）。

第七条第四号中「及び特例給付」を削る。

第八条第十二号中「教育改革・企画課」を「教育財務課」に改める。

第十八条の表の総務企画監の項の次に次のように加える。

教育改革推進監	教育改革・企画課	上司の命を受け、教育改革の施策の推進に関する事務を処理する。
---------	----------	--------------------------------

第十八条の表の財務企画監の項を次のように改める。

高校教育推進監	高校教育課	上司の命を受け、高校教育の推進に関する事務を処理する。
---------	-------	-----------------------------

第十八条の表の健康対策・管理監の項を削り、同表の体育・スポーツ振興監の項を次のように改める。

スポーツ・健康推進監	体育保健課	上司の命を受け、学校体育及びスポーツの推進並びに幼児・児童・生徒の健康対策に関する事務を処理する。
------------	-------	---

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

教育庁の主管課として機能強化を図るとともに、グローバル人材の育成に係る学校種横断的な取組を推進するため、教育改革・企画課の体制を再編するなど、組織の改正等を行いたいので提案する。

大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

1 改正を行う規則

大分県教育委員会行政組織規則（昭和39年大分県教育委員会規則第6号）

2 改正理由

教育庁の主管課として機能強化を図るとともに、グローバル人材の育成に係る学校種横断的な取組を推進するため、教育改革・企画課の体制を再編するなど、令和8年度の組織改正に必要な規則改正を行うもの

3 主な改正内容

- (1) 「教育改革・企画課」内の「総務班」、「改革企画班」及び「広報・調整班」を「総務・広報班」、「企画管理班」及び「改革企画・グローバル推進班」に再編し、「経理班」を廃止する。（第4条及び第5条関係）
- (2) 「教育改革・企画課」に「教育改革推進監」を新設する。（第18条関係）
- (3) 「教育DX推進課」内に「基盤整備・システム開発支援班」を新設する。（第4条及び第5条の2関係）
- (4) 「教育財務課」内の「企画・予算班」を「管理予算班」に改める。（第4条及び第6条関係）
- (5) 「教育財務課」の「財務企画監」を廃止する。（第18条関係）
- (6) 「高校教育課」に「高校教育推進監」を新設する。（第18条関係）
- (7) 「体育保健課」の「健康対策・管理監」を廃止し、「体育・スポーツ振興監」を「スポーツ・健康推進監」に改める。（第18条関係）

4 施行期日

令和8年4月1日

○ 大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行																																	
<p>第一条～第三条（略） （課、所又は班の設置及び名称）</p> <p>第四条 教育庁の本庁に、次の表の上欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の下欄に掲げる班を置く。</p>		<p>第一条～第三条（略） （課、所又は班の設置及び名称）</p> <p>第四条 教育庁の本庁に、次の表の上欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の下欄に掲げる班を置く。</p>																																	
<p>2 （略）</p> <p>（教育改革・企画課の分掌事務）</p> <p>第五条 教育改革・企画課においては、次の事務をつかさどる。</p>	<table border="1"> <tr> <td>課名</td> <td>班の名称</td> </tr> <tr> <td>教育改革・企画課</td> <td>総務・広報班、企画管理班、 法務班、改革企画・グローバル推進班</td> </tr> <tr> <td>教育DX推進課</td> <td>企画・管理班、ICT教育指導班、 基盤整備・システム開発支援班</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>教育財務課</td> <td>管理予算班、財務支援班、 就学支援班、施設管理班</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>管理予算班、高校教育指導班、 産業教育指導班、高校改革推進班</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	課名	班の名称	教育改革・企画課	総務・広報班、企画管理班、 法務班、改革企画・グローバル推進班	教育DX推進課	企画・管理班、ICT教育指導班、 基盤整備・システム開発支援班	（略）	（略）	教育財務課	管理予算班、財務支援班、 就学支援班、施設管理班	（略）	（略）	高校教育課	管理予算班、高校教育指導班、 産業教育指導班、高校改革推進班	（略）	（略）	<table border="1"> <tr> <td>課名</td> <td>班の名称</td> </tr> <tr> <td>教育改革・企画課</td> <td>総務班、改革企画班、 広報・調整班、法務班、 経理班</td> </tr> <tr> <td>教育DX推進課</td> <td>企画・管理班、ICT教育指導班</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>教育財務課</td> <td>企画・予算班、財務支援班、 就学支援班、施設管理班</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>高校教育課</td> <td>管理予算班、高校教育指導班、 産業教育指導班、 高校改革推進班、 グローバル人材育成推進班</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	課名	班の名称	教育改革・企画課	総務班、改革企画班、 広報・調整班、法務班、 経理班	教育DX推進課	企画・管理班、ICT教育指導班	（略）	（略）	教育財務課	企画・予算班、財務支援班、 就学支援班、施設管理班	（略）	（略）	高校教育課	管理予算班、高校教育指導班、 産業教育指導班、 高校改革推進班、 グローバル人材育成推進班	（略）	（略）	<p>2 （略）</p> <p>（教育改革・企画課の分掌事務）</p> <p>第五条 教育改革・企画課においては、次の事務をつかさどる。</p>
課名	班の名称																																		
教育改革・企画課	総務・広報班、企画管理班、 法務班、改革企画・グローバル推進班																																		
教育DX推進課	企画・管理班、ICT教育指導班、 基盤整備・システム開発支援班																																		
（略）	（略）																																		
教育財務課	管理予算班、財務支援班、 就学支援班、施設管理班																																		
（略）	（略）																																		
高校教育課	管理予算班、高校教育指導班、 産業教育指導班、高校改革推進班																																		
（略）	（略）																																		
課名	班の名称																																		
教育改革・企画課	総務班、改革企画班、 広報・調整班、法務班、 経理班																																		
教育DX推進課	企画・管理班、ICT教育指導班																																		
（略）	（略）																																		
教育財務課	企画・予算班、財務支援班、 就学支援班、施設管理班																																		
（略）	（略）																																		
高校教育課	管理予算班、高校教育指導班、 産業教育指導班、 高校改革推進班、 グローバル人材育成推進班																																		
（略）	（略）																																		

一・二 (略)

三 教育庁及び教育機関（学校を除く。）の組織に関するこ
と。

四 教育費の予算に係る事務の総括に関すること。

五・六 (略)

(削る)

七～二十六 (略)

(削る)

二十七・二十八 (略)

二十九 留学及び国際交流活動に関すること。

三十 (略)

(教育DX推進課の分掌事務)

第五条の二 教育DX推進課においては、次の事務をつかさど
る。

一・二 (略)

三 先端技術、デジタル教材（デジタル教科書を除く。）等の
普及・活用に関すること。

四～六 (略)

(教育人事課の分掌事務)

第五条の三 教育人事課においては、次の事務をつかさどる。

一～九 (略)

十 教育庁及び教育機関の職員並びに市町村立学校県費負担教

一・二 (略)

(新設)

(新設)

三・四 (略)

五 教育庁及び教育機関（学校を除く。）の組織に関するこ
と。

六～二十五 (略)

二十六 本庁の課及び所の総務系事務に関すること（総務事務
センター（大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第
十号）第三条第一項に規定する総務事務センターをいう。以
下同じ。）の所掌に係る事項を除く。）。

二十七・二十八 (略)

(新設)

二十九 (略)

(教育DX推進課の分掌事務)

第五条の二 教育DX推進課においては、次の事務をつかさど
る。

一・二 (略)

三 先端技術、デジタル教材 等の
普及・活用に関すること。

四～六 (略)

(教育人事課の分掌事務)

第五条の三 教育人事課においては、次の事務をつかさどる。

一～九 (略)

十 教育庁及び教育機関の職員並びに市町村立学校県費負担教

職員の給与、退職手当等に関すること（総務事務センター（大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）第三条第一項に規定する総務事務センターをいう。以下同じ。）の所掌に係る事項を除く。）。

十一～十六（略）

（教育財務課の分掌事務）

第六条 教育財務課においては、次の事務をつかさどる。

一～七（略）

（削る）

八（略）

九 大分県教育委員会リスクマネジメントの推進に関すること。

十 本庁の課及び所の総務系事務に関すること（総務事務センターの所掌に係る事項を除く。）。

十一（略）

（福利課の分掌事務）

第七条 福利課においては、次の事務をつかさどる。

一～三（略）

四 市町村立学校県費負担教職員に係る児童手当に関すること。

五～十（略）

第七条の二（略）

（義務教育課の分掌事務）

第八条 義務教育課においては、次の事務をつかさどる。

一～十一（略）

十二 幼児教育センターの庶務（教育財務課の所掌に属

職員の給与、退職手当等に関すること（総務事務センター

の所掌に係る事項を除く。）。

十一～十六（略）

（教育財務課の分掌事務）

第六条 教育財務課においては、次の事務をつかさどる。

一～七（略）

八 教育費の予算に係る事務の総括に関すること。

九（略）

（新設）

（新設）

十（略）

（福利課の分掌事務）

第七条 福利課においては、次の事務をつかさどる。

一～三（略）

四 市町村立学校県費負担教職員に係る児童手当及び特例給付に関すること。

五～十（略）

第七条の二（略）

（義務教育課の分掌事務）

第八条 義務教育課においては、次の事務をつかさどる。

一～十一（略）

十二 幼児教育センターの庶務（教育改革・企画課の所掌に属

する総務系事務を除く。）に関する事

十三 (略)

第八条の二(第十七条の四 (略)

(課長等)

第十八条 次の表の上欄に掲げる職を、それぞれ中欄に掲げる本庁の課、所又は班に置き、その職務はそれぞれ下欄に掲げるとおりとする。

職名	課、所又は班名	職務
(略)	(略)	(略)
総務企画監	(略)	(略)
教育改革推進監	教育改革・企画課	上司の命を受け、教育改革の施策の推進に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
高校教育推進監	高校教育課	上司の命を受け、高校教育の推進に関する事務を処理する。
(削る)	(削る)	(削る)
スポーツ・健康推進監	体育保健課	上司の命を受け、学校体育及びスポーツの推進並びに幼児・児童・生徒の健康対策に関する事

する総務系事務を除く。）に関する事

十三 (略)

第八条の二(第十七条の四 (略)

(課長等)

第十八条 次の表の上欄に掲げる職を、それぞれ中欄に掲げる本庁の課、所又は班に置き、その職務はそれぞれ下欄に掲げるとおりとする。

職名	課、所又は班名	職務
(略)	(略)	(略)
総務企画監	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
健康対策・管理監	体育保健課	上司の命を受け、幼児・児童・生徒の健康対策及び県立スポーツ施設の管理運営に関する事務を処理する。
財務企画監	教育財務課	上司の命を受け、教育委員会の財務に関する事務の企画及び調整に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
体育・スポーツ振興監	体育保健課	上司の命を受け、学校体育及びスポーツの振興に関する事務を処理する。

第十九条～第三十三条 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	務を処理する。

第十九条～第三十三条 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	

令和8年2月12日
大分県教育庁教育改革・企画課

令和8年度大分県教育委員会の組織改正

本県教育の一層の振興に資するため、令和8年4月1日付で以下の組織改正を行う。

《 本 庁 》

①「教育改革・企画課」及び関係所属の体制の再編

〈教育改革・企画課の再編〉

- ◆ 県長期教育計画（「教育県大分」創造プラン2025）の着実な実施に加え、現在策定中の「大分県グローバル人材育成推進プラン2026」を踏まえ、グローバル人材育成に係る学校種横断的な取組を一層推進するため、「教育改革推進監」を新設するとともに、高校教育課のグローバル人材育成推進班の業務のうち、留学・国際交流活動等に関するものを移管する。
- ◆ 教育庁の主管課として一層の機能強化を図るため、教育財務課から予算の部門管理業務を移管する。
- ◆ 教育庁内及び県立学校における会計事務と内部けん制（大分県教育委員会リスクマネジメント）の推進を一元的に担うため、経理班の業務を教育財務課に移管し、同班を廃止する。

〈教育財務課の再編〉

- ◆ 教育庁の予算に関する事務の企画や調整を担っていた「財務企画監」を廃止する。

〈高校教育課の再編〉

- ◆ いわゆる高校授業料無償化など高等学校を取り巻く情勢を踏まえ、高等学校における学びの質の向上や魅力ある学校づくりを一層推進するため、「高校教育推進監」を新設する。
- ◆ 現在策定中の「大分県グローバル人材育成推進プラン2026」を踏まえたグローバル人材育成に係る学校種横断的な取組を一層推進するため、グローバル人材育成推進班の業務のうち、留学・国際交流活動等に関するものを教育改革・企画課に移管する。（再掲）

現行	改正案
<p>教育改革・企画課</p> <p>課長 — 総務企画監</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務班 改革企画班 広報・調整班 法務班 経理班 	<p>教育改革・企画課</p> <p>課長 — 総務企画監</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務・広報班 企画管理班 法務班 教育改革推進監 改革企画・グローバル推進班 廃止
<p>教育財務課</p> <p>課長 — 財務企画監</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画・予算班 財務支援班 就学支援班 施設管理班 	<p>教育財務課</p> <p>課長 — 廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理予算班 財務支援班 就学支援班 施設管理班
<p>高校教育課</p> <p>課長 —</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理予算班 高校教育指導班 産業教育指導班 高校改革推進班 グローバル人材育成推進班 	<p>高校教育課</p> <p>課長 — 高校教育推進監</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理予算班 高校教育指導班 産業教育指導班 高校改革推進班 廃止

令和8年度教育庁組織（本庁）の改正



令和8年度地方機関・教育機関（学校を除く）

令和7年4月1日 地方機関・教育機関（学校を除く）組織

中津教育事務所 総務課
指導課

別府教育事務所 総務課
指導課

大分教育事務所 総務課
指導課

佐伯教育事務所 総務課
指導課

竹田教育事務所 総務課
指導課

日田教育事務所 総務課
指導課

遠隔教育配信センター

教育センター 総務企画部 総務担当、企画・調査研究担当
教科研修・ICT推進部 基本研修担当、専門研修担当
特別支援教育部
教育相談部

くじゅうアグリ創生塾 事業課

大分県立図書館 総務企画課 総務企画担当、資料管理担当
サービス課 児童サービス担当
情報サービス担当
郷土資料室
学校・地域支援課 図書館・学校支援担当
地域学習支援担当

香々地青少年の家 事業課

九重青少年の家 事業課

歴史博物館 総務課
企画普及課
学芸調査課

先哲史料館

埋蔵文化財センター 総務課
企画普及課
調査第一課
調査第二課

令和8年4月1日 地方機関・教育機関（学校を除く）組織

中津教育事務所 総務課
指導課

別府教育事務所 総務課
指導課

大分教育事務所 総務課
指導課

佐伯教育事務所 総務課
指導課

竹田教育事務所 総務課
指導課

日田教育事務所 総務課
指導課

遠隔教育配信センター

教育センター 総務企画部 総務担当、企画・調査研究担当
教科研修・ICT推進部 基本研修担当、専門研修担当
特別支援教育部
教育相談部

くじゅうアグリ創生塾 事業課

大分県立図書館 総務企画課 総務企画担当、資料管理担当
サービス課 児童サービス担当
情報サービス担当
郷土資料室
学校・地域支援課 図書館・学校支援担当
地域学習支援担当

香々地青少年の家 事業課

九重青少年の家 事業課

歴史博物館 総務課
企画普及課
学芸調査課

先哲史料館

埋蔵文化財センター 総務課
企画普及課
調査第一課
調査第二課